

告 示

埼玉県告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇五の二三
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅